当行の単体財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、 朝日監査法人の監査証明を受けています。以下の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書は、上記の財務諸表に基づいて作成しています。 なお、銀行法第21条第1項後段の規定により公衆の縦覧に供する書類は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律、昭和49 年法律第22号)により、朝日監査法人の監査を受けています。

貸借対照表(資産の部)

(単位:百万円)

1) F	平成9年度末	平成10年度末	平成11年度末	
科目	平成10年3月31日	平成11年3月31日	平成12年3月31	日
現金預け金	3,975,130	1,642,491	3,782,920	
現金	735,933	654,484	556,595	
預け金	3,239,196	988,006	3,226,324	7
コールローン	255,218	114,152	91,115	
買入手形	840,100	377,800	111,500	
買入金銭債権	168,496	101,741	84,494	7
持定取引資産	1,921,575	2,004,010	1,445,843	
商品有価証券	116,752	171,719	37,388	
商品有価証券派生商品	176	655	18	
特定取引有価証券派生商品	132	25	57	
金融派生商品	457,900	655,050	582,635	
その他の特定取引資産	1,346,613	1,176,559	825,743	
金銭の信託	215,554	84,481	108,888	
有価証券	7,256,931	6,679,892	8,982,244	7
国債	1,854,702	1,374,369	3,447,223	
地方債	328,558	359,541	357,033	
社債	597,285	592,464	616,881	
株式	3,025,132	3,017,911	3,427,245	1
自己株式	5	25	16	2
その他の証券	1,451,199	1,335,533	1,133,805	1
貸付有価証券	48	48	39	
貸出金	35,930,302	33,716,858	31,358,560	3,4,5
割引手形	715,107	493,135	440,365	6,7
手形貸付	5,189,615	4,002,581	3,113,489	
証書貸付	20,990,082	20,969,836	19,780,342	
当座貸越	9,035,497	8,251,304	8,024,363	
外国為替	575,784	374,151	352,971	
外国他店預け	28,197	71,706	31,046	
外国他店貸	25,953	14,616	47,236	
買入外国為替	326,955	170,405	168,133	
取立外国為替	194,678	117,423	106,555	
その他資産	2,375,450	1,993,150	1,540,495	
未決済為替貸	3,490	4,100	4,407	
前払費用	5,358	3,642	2,797	
未収収益	590,684	344,388	443,748	
先物取引差入証拠金	4,067	4,372	4,560	
先物取引差金勘定	1 2/7 522		272	-
保管有価証券等	1,267,529	1,018,793	704,390	7
社債発行差金	— F04.010		65	
その他の資産	504,319	617,852	380,253	
動産不動産	700,691	598,148	591,187	8, 9, 10
土地建物動産	627,910	524,399	519,727	
建設仮払金	3,623	7,444	5,070	
保証金権利金	69,157	66,305	66,389	
繰延税金資産 ************************************		719,913	624,585	
支払承諾見返	3,861,559	3,124,504	2,923,570	
貸倒引当金		_	909,039	
資産の部合計	58,076,795	51,531,297	51,089,338	

(負債の部/資本の部)

(単位:百万円)

(貝頂の部/資本の部)			(単位:百	万円)
N D	平成9年度末	平成10年度末	平成11年度末	
科目	平成10年3月31日	平成11年3月31日	平成12年3月31日	
預金	32,523,631	27,223,682	27,388,205	7
当座預金	1,579,366	1,669,352	1,712,511	·
普通預金	4,697,447	5,269,296	6,558,565	
貯蓄預金	758.094	912,166	1.015.053	
通知預金	7,823,959	3,932,676	4,427,848	
定期預金	13,988,401	12,416,100	11,870,858	
その他の預金	3,676,362	3,024,090	1,803,367	
譲渡性預金	4,866,412	5,777,627	6,841,626	
コールマネー	4,252,354	3,327,290	2,648,815	7
売渡手形	550,600	24,200	90.547	7
コマーシャル・ペーパー	_	215,500	110,200	•
特定取引負債	642,450	867,950	603,424	
売付商品債券	174,731	215,944	937	
商品有価証券派生商品	176	4	17	
特定取引有価証券派生商品	55	68	26	
金融派生商品	467,486	651,932	602,441	
借用金	3,049,440	2,506,236	2,461,252	7
再割引手形	99,815	36,064	22,027	
借入金	2,949,624	2,470,171	2,439,225	11
外国為替	83,803	155,493	165,145	
外国他店預り	37,522	65,557	117,557	
外国他店借	27,190	77,554	33,866	
売渡外国為替	2,716	1,042	1,547	
未払外国為替	16,374	11,339	12,174	10
<u>社債</u> 転換社債	113,000 101,106	148,068 101,106	432,343 101,106	12
その他負債	5,131,721	4,856,861	5,173,303	
その他負債 未決済為替借	5,131,721 6,730	5,814	6,249	
未払法人税等	23,631	1,154	284	
未払費用	308,385	245,473	222,105	
前受収益	39,835	31,798	29,530	
従業員預り金	43,143	43,459	42,427	
先物取引受入証拠金	2,891	1,812	1,980	
先物取引差金勘定	3,129	1,642	5,314	
借入商品債券	787,200	512,000	304,400	
借入有価証券	478,422	505,316	398,063	
債券貸付取引担保金	2,078,919	2,122,487	3,288,365	
特定取引未払金	1,091,100	1,138,321	607,318	
その他の負債	268,331	247,581	267,263	
貸倒引当金	1,257,212	1,052,958	_	
退職給与引当金	49,983	49,524	46,764	
債権売却損失引当金	80,964	134,753	111,588	
特別法上の引当金	9	9	8	
金融先物取引責任準備金	9	9	8	
再評価に係る繰延税金負債		119,060	110,798	8
支払承諾	3,861,559	3,124,504	2,923,570	7
再評価差額金	374,531	40.004.007	40.000.704	
負債の部合計	56,938,781	49,684,827	49,208,701	
資本金	502,348	752,848	752,848	13,15
資本準備金	392,580	643,080	643,080	
利益準備金	94,595	99,179	103,319	
再評価差額金	449,400	164,551	167,379	8
その他の剰余金	148,490	186,810	214,008	14
任意積立金	766,554	115,542	145,539	
海外投資等損失準備金 行員退職積立金	44 1,490	32 1,490	29 1,490	
行員返職慎立並 別途準備金	765,020	114,020	1,490	
	618,064	71,267	68,469	
当期不処方利 <u>価 は当期不処理損失</u> 〕 資本の部合計	1,138,014	1,846,470	1,880,637	
負債及び資本の部合計	58,076,795	51,531,297	51,089,338	
スススクスヤッ即口印	55,010,135	01,001,201	01,000,000	

損益計算書 (単位:百万円)

担益計算音			(単位:百万円
	平成9年度	平成10年度	平成11年度
 目	平成 9年4月 1 日から	平成10年4月 1 日から	平成11年4月 1 日から
	平成10年3月31日まで	平成11年3月31日まで	平成12年3月31日まで
经常収益	2,331,509	1,923,752	2,182,305
資金運用収益	1,968,334	1,645,910	1,416,579
貸出金利息	1,061,720	959,257	761,170
有価証券利息配当金	174,435	175,223	142,745
コールローン利息	20,589	11,121	5,032
買入手形利息	747	765	82
預け金利息	255,176	77,620	84,455
金利スワップ受入利息	371,241	311,477	320,029
その他の受入利息	84,423	110,444	103,063
役務取引等収益 	106,868	104,338	106,565
受入為替手数料	45,240	45,165	46,818
その他の役務収益	61,627	59,173	59,747
特定取引収益	18,433	37,156	34,227
商品有価証券収益	_	_	2,776
特定取引有価証券収益	_	847	_
金融派生商品収益	15,790	30,538	30,052
その他の特定取引収益	2,643	5,770	1,398
その他業務収益	66,021	115,264	61,072
外国為替売買益	2,414	_	18,919
国債等債券売却益	59,984	110,505	37,302
国債等債券償還益	2,852	3,803	4,315
その他の業務収益	770	954	535
その他経常収益	171,850	21,082	563,860
株式等売却益	161,712	9,588	551,239
金銭の信託運用益	3,768	1,713	1,484
その他の経常収益	6,369	9,780	11,136
常費用	2,948,906	2,664,788	2,005,828
資金調達費用	1,382,589	1,043,015	813,101
預金利息	690,952	445,803	264,425
譲渡性預金利息	121,865	60,433	17,735
コールマネー利息	36,125	24,026	8,375
売渡手形利息	1,771	827	145
コマーシャル・ペーパー利息		940	515
借用金利息	85,403	97,065	101,263
社債利息	52	1,820	5,033
社債発行差金償却	_		5
転換社債利息	409	409	404
金利スワップ支払利息	388,979	322,635	308,572
その他の支払利息	57,029	89,051	106,626
役務取引等費用	38,007	43,159	37,306
支払為替手数料	11,461	14,264	11,827
その他の役務費用	26,545	28,894	25,478
特定取引費用	3,408	542	944
商品有価証券費用	1,286	542	
特定取引有価証券費用	2,122		944
その他業務費用	28,251	69,729	49,091
外国為替売買損	20,231	2,418	49,091
が国為自允貞損 国債等債券売却損	17,198	50,624	30,537
	·		•
国債等債券償還損	10,146 813	8,592	14,983
国債等債券償却	013	5,661	46
社債発行費償却		2.421	3,340
その他の業務費用	93	2,431	183
営業経費	387,623	366,369	350,791
その他経常費用	1,109,025	1,141,972	754,592
貸倒引当金繰入額	829,464	566,279	292,209
貸出金償却	66,055	305,008	347,350
/= 1/c -= 1 = 1 = 1 \(\tau \cdot \cd	1 12 2 12	79,169	17,299
債権売却損失引当金繰入額 (# 1) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2) (# 2	42,242	a ·	
株式等売却損	8,869	26,795	35,150
株式等売却損 株式等償却	8,869 16,048	20,386	29,400
株式等売却損 株式等償却 金銭の信託運用損	8,869 16,048 2,290		
株式等売却損 株式等償却 金銭の信託運用損 事業税	8,869 16,048 2,290 5,500	20,386 5,253 —	29,400 2,288 —
株式等売却損 株式等償却 金銭の信託運用損	8,869 16,048 2,290	20,386	29,400

(損益計算書つづき)

#보미11H	82,568	140 E76	2.042
特別利益 動産不動産処分益	62,366 19,097	149,576 68,270	2,042 1,621
動産や動産処力量 償却債権取立益			•
	44	1,799	420
国債価格変動引当金取崩額	5,141	_	_
商品有価証券売買損失等引当金取崩額	17,305	_	_
金融先物取引責任準備金取崩額		_	0
証券取引責任準備金取崩額	3		_
その他の特別利益	40,976	79,506	-
特別損失	49,135	41,963	30,019
動産不動産処分損	8,008	7,095	8,558
金融先物取引責任準備金繰入額	2	_	_
その他の特別損失	41,125	34,867	21,460 1
税引前当期純利益(は税引前当期純損失)	583,963	633,423	148,500
法人税及び住民税	37,731	_	_
法人税、住民税及び事業税	· _	20,812	6,634
法人税等調整額	_	280,112	93,047
当期純利益(は当期純損失)	621,695	374,123	48,818
前期繰越利益	19,650	16,874	29,938
再評価差額金取崩額	· <u> </u>	_	3,152
過年度税効果調整額	_	439,801	_
税効果会計適用に伴う海外投資等損失準備金取崩高	_	23	_
中間配当額	13,349	9,423	11,199
中間配当に伴う利益準備金積立額	2,669	1,884	2,239
当期未処分利益(は当期未処理損失)	618,064	71,267	68,469

利益処分計算書

(単位:百万円)

科目	平成9年度 株主総会承認日 平成10年6月26日	平成10年度 株主総会承認日 平成11年6月29日	平成11年度 株主総会承認日 平成12年6月29日
当期未処分利益(は当期未処理損失)	618,064	71,267	68,469
任意積立金取崩額	651,007	3	4
海外投資等損失準備金取崩額	7	3	4
別途準備金取崩額	651,000	_	_
計	32,943	71,271	68,474
利益処分額	16,069	41,333	33,501
利益準備金	2,700	1,900	2,300
第1回第一種優先株式配当金	_	(1株につき3銭) 2	(1株につき5円25銭) 351
第2回第一種優先株式配当金		(1株につき8銭) 8	(1株につき14円25銭) 1,425
普通株式配当金	(1株につき) 13,349	(1株につき3円) 9,423	(1株につき3円) 9,423
任意積立金	19	30,000	20,001
海外投資等損失準備金	19	0	1
別途準備金	_	30,000	20,000
次期繰越利益	16,874	29,938	34,973

(特定取引に係る評価利益額

一百万円

9,310百万円

一百万円)

重要な会計方針(平成11年度)

1.特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、移動平均法による原価法により行っております。 な お、有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産 として運用されている有価証券の評価についても同じ方法により行っておいます

3.減価償却の方法

(1)動産不動産

動産不動産は、それぞれ次のとおり償却しております。

建 物 定額法を採用し、税法基準の償却率による。 動 産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。 その他 税法の定める方法による。

(2)ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

なお、従来「その他資産」に計上していた自社利用のソフトウェアについては、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第12号 平成11年3月31日)における経過措置の適用により、従来の会計処理方法を継続して採用しております。また、同報告では上記に係るソフトウェアの表示については、無形固定資産に計上することとされておりますが、財務諸表の資産の分類等は「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)によることとされておりますので、引き続き「その他資産」に計上しております。

4 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。また、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行っております。

5.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産及び負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

ただし、外国法人に対する出資(外貨にて調達したものを除く)等、直物 外貨建資産及び負債残高に算入することが適当でないと認められるものに ついては、取得時又は発生時の為替相場によっております。

海外支店勘定については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、和議等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定(租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む)として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店部と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は731,040百万円であります。

(2)退職給与引当金

自己都合退職による期末要支給額に相当する額を引き当てております。

(3)債権売却損失引当金

株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を 勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められ る額を計上しております。

なお、この引当金は商法第287条/2に規定する引当金であります。

(4)金融先物取引責任準備金

金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8.調整年金制度の採用

昭和53年度(昭和54年3月期)より従来の退職金制度の一部について調整年金制度を採用しております。

平成11年3月31日現在の過去勤務費用の現在額は88,609百万円、残存掛金期間は3年11か月であります。

なお、移行に伴う退職給与引当金超過額は、税法の累積限度超過額の取崩 し割合に準拠して取扱っております。

また、平成10年度(平成11年3月期)に年金基金における予定利率の引き下げを実施いたしました。予定利率の引き下げにより過去勤務費用は87,062百万円増加しております。

9.消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項(平成11年度)

(貸借対照表関係)

1.子会社の株式及び出資総額 574,948百万円 なお、本項の子会社は、財務諸表等規則に規定する子会社であります。

2.自己株式のうち、商法第 210 条 / 2第 2項第 3 号に定める自己株式 はありません。

3.貸出金のうち、破綻先債権額は 73,004 百万円、延滞債権額は 1,436,070 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続して いることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがな いものとして未収利息を計上しなかった貸出金貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及 び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予 した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は40,302百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- 5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は334,706百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを 目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放 棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延 滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1.884.083百万円であります。
- なお、前記 3.から 6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 7.担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

買入金銭債権 10,615 百万円 有価証券 797,612 百万円 貸出金 1,532,634 百万円

担保資産に対応する債務

預金 168,240 百万円 コールマネー 1,405,000 百万円 売渡手形 90,300 百万円 借用金 16,468 百万円 支払承諾 36,303 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用 として、預け金52,799百万円、有価証券772,215百万円、保管有 価証券等26,105百万円を差し入れております。

8.土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号) に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該 評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債 の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の 部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成 10 年 3 月 31 日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行き価格補正等をするとともに、鑑定評価による時価との差異分析の結果を勘案する等、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額は、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額より56,311百万円下回っております。

- 9. 動産不動産の減価償却累計額
 298,889 百万円

 10.動産不動産の圧縮記帳額
 53,826 百万円

 (当期圧縮記帳額
 570 百万円)
- 11.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,283,946百万円が含まれております。
- 12. 社債には、劣後特約付社債 171,268 百万円が含まれております。
- 13.会社が発行する株式の総数

普 迪休式	7,500,000 十休
第一種優先株式	170,000 千株
第二種優先株式	250,000 千株
第三種優先株式	250,000 千株
第四種優先株式	300,000 千株
発行済株式総数	
普通株式	3,141,062 千株
第 1 回第一種優先株式	67,000 千株
第 2 回第一種優先株式	100,000 千株

- 14.その他の剰余金のうち、銀行法第17条の2第4項により利益の配当に充当することを制限されている金額は、ありません。
- 15.商法第280条ノ19第1項に規定する、取締役及び使用人に付与している新株引受権の内容は次のとおりであります。

平成 10年 7月 31 日をもって権利を付与した新株引受権

対象となる株式の種類 対象となる株式の総数 296 千株 新株の発行価額(行使価額) 1 株につき 1,432 円

平成 11年 7月 30 日をもって権利を付与した新株引受権

対象となる株式の種類 対象となる株式の総数 新株の発行価額(行使価額) 額面普通株式 393千株 新株の発行価額(行使価額) 1 株につき 1.628円

(損益計算書関係)

1. その他の特別損失は、年金基金の財政の健全化を図るため、平成10年度(平成11年3月期)に予定利率の引下げを実施したことによる当期の費用であります。

(リース取引関係)

- 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
 - ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額 及び期末残高相当額

	動産	その他	合計
取得価額相当額	33,809百万円	278 百万円	34,087 百万円
減価償却累計額相当額	19,472 百万円	120 百万円	19,592 百万円
期末残高相当額	14,336 百万円	158百万円	14,494 百万円

・未経過リース料期末残高相当額

1 年内 6,351 百万円 1 年超 8,736 百万円 合 計 15,088 百万円

・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

 支払リース料
 7,176 百万円

 減価償却費相当額
 5,088 百万円

 支払利息相当額
 776 百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、 各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

・未経過リース料

1 年内4,435 百万円1 年超32,963 百万円合 計37,398 百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	286,822 百万円
貸出金償却否認	208,099 百万円
債権売却損失引当金否認	44,445 百万円
税務上の繰越欠損金	25,523 百万円
有価証券償却否認	21,446 百万円
退職給与引当金損金算入限度超過額	12,479 百万円
減価償却限度超過額	9,051 百万円
その他	18,052 百万円
繰延税金資産小計	625,919 百万円
評価性引当額	1,317 百万円
繰延税金資産合計	624,602 百万円
繰延税金負債	16 百万円
繰延税金資産の純額	624,585 百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因 となった主な項目別の内訳

法定実効税率 41.98%

(調整)

税率変更による期末繰延税金資産の減額修正23.07%その他2.07%税効果会計適用後の法人税等の負担率67.12%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正額「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年4月1日東京都条例第145号)が平成12年3月30日に可決・成立したことから、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を、当期より前期の41.98%から39.83%に変更しております。この変更により、繰延税金資産の金額は34,268百万円減少し、当期に計上された法人税等調整額の金額は同額増加しております。また、「再評価に係る繰延税金負債」の金額は5,980百万円減少し、「再評価差額金」の金額は同額増加しております。

4. 決算日後の法人税等の税率の変更

「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年6月9日大阪府条例第131号)が平成12年6月9日に公布され、平成13年4月1日以後開始する事業年度より施行されることにより、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、当期の39.83%から38.05%に変更されます。

この変更により、繰延税金資産及び「再評価に係る繰延税金負債」を、当期末における一時差異等を基礎として再計算した場合、それぞれ28,373百万円の減少及び4,951百万円の減少となります。

なお、実際の影響額は、翌期末における一時差異等を基礎として計算され るため、上記の金額とは異なることになります。

(1株当たり情報)

1 株当たり純資産額

439.23円

1 株当たり当期純利益

14.41円

潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益

14.12円

- (注)1.1 株当たり純資産額は、期末純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数で除して 第出しております。
 - 2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益から当期優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数で除して算出しております。

(追加情報)

前期まで負債の部に掲記しておりました「貸倒引当金」は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が改正されたことに伴い、当期より資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により表示しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、資産の部は909,039百万円、負債の部は909,039百万円それぞれ減少しております。

(重要な後発事象)

当行は、平成12年5月22日に株式会社さくら銀行との間で合併契約を締結しました。当該合併契約書は、平成12年6月29日開催の当行の平成11年度定時株主総会および株式会社さくら銀行の第10期定時株主総会(いずれも普通株式にかかる種類株主総会を兼ねる。)において、また、平成12年6月28日開催の当行の第1回第一種優先株式および第2回第一種優先株式にかかる種類株主総会ならびに株式会社さくら銀行の平成12年6月29日開催の第二回優先株式にかかる種類株主総会および平成12年6月28日開催の第二回優先株式(第二種)にかかる種類株主総会において、それぞれ承認可決されました。

合併契約書の要旨、株式会社さくら銀行の最近事業年度末の貸借対照表(要約)等は次のとおりであります。

1. 合併契約書の要旨

(1)合併の方法

株式会社さくら銀行(以下甲という。)と、株式会社住友銀行(以下 こという。)は合併し、法手続上、乙は存続し、甲は解散する。

(2)商号の変更

乙は、株式会社三井住友銀行と称し、英文ではSumitomo Mitsui Banking Corporation と表示する。

(3)本店

東京都千代田区に置く。

(4)発行する株式の総数

乙の発行する株式の総数は、167億8,000万株とし、このうち150億株は普通株式、1億7,000万株は第一種優先株式、2億5,000万株は第二種優先株式、2億5,000万株は第三種優先株式、3億株は第四種優先株式、8億株は第五種優先株式、1,000万株は第六種優先株式とする。

(5)合併に際して発行する新株式および割当

合併新株式の発行および割当交付は、次のとおりとする。

普通株式

乙は、合併に際して、合併期日前日の甲の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載された株主(実質株主を含む。以下同じ。)が所有する甲の普通株式数の合計に0.6を乗じた数の額面普通株式(1株の額面金額50円)を発行し、甲の各株主に対し、その所有する甲の普通株式1株につき乙の普通株式0.6株(以下この比率を「合併比率」という。)の割合をもって割当交付する。

第二回優先株式

乙は、合併に際して、合併期日前日の甲の最終の株主名簿に記載された株主が所有する甲の第二回優先株式数の合計と同数の乙の無額面第六種優先株式を発行し、甲の各株主に対し、その所有する甲の第二回優先株式 1 株につき乙の第六種優先株式 1 株の割合をもって割当交付する。

なお、割当交付する第六種優先株式の内容は、乙の定款に定める 他、別に定める発行要項(注)のとおりとする。

第三回優先株式 (第二種)

乙は、合併に際して、無額面第五種優先株式 8 億株を発行し、合併期日前日の甲の最終の株主名簿に記載された各株主に対し、その所有する甲の第三回優先株式(第二種)1 株につき乙の第五種優先株式 1 株の割合をもって割当交付する。

なお、割当交付する第五種優先株式の内容は、乙の定款に定める 他、別に定める発行要項(注)のとおりとする。

(6)増加すべき資本金および準備金等

乙が合併により増加すべき資本金、資本準備金、利益準備金および任意積立金その他の留保利益の額は、次のとおりとする。ただし、合併期日における甲の資産状態により、甲、乙協議のうえ、これを変更することができる。

資本金

523 851 903 250 円

ただし、甲の発行した転換社債につき、平成12年5月1日以降合併期日前日までに普通株式への転換がなされた場合は、転換により発行された株式数に0.6を乗じ、さらに50円を乗じた金額を増額する。

資本準備金

合併差益の額から次の および の額を控除した額

利益準備金

合併期日における甲の利益準備金の額

任意積立金その他の留保利益

合併期日における甲の任意積立金その他の留保利益の額 ただし、積み立てるべき科目および各科目の金額は、甲、乙協議 のうえ、決定する。

(7)合併期日

平成13年4月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲、乙協議のうえ、これを変更することができる。

(8)会社財産の引継

甲は、平成 12 年 3 月 31 日現在の貸借対照表、その他同日現在の計算を基礎とし、これに合併期日に至るまでの増減を加除した資産、負債、その他権利義務(甲の発行した転換社債に関する権利義務を含む。)の一切を、合併期日において乙に引き継ぐ。甲の発行した転換社債の転換価額については、合併比率に応じて調整する。

(9)新株引受権の引継

乙は、甲がその取締役および使用人との間で締結した新株引受権付与 契約に関する権利義務の一切を、合併期日において承継する。新株引 受権の目的たる株式の数および発行価額については、合併比率に応じ て調整された数および価額に変更されるものとする。

(10)店舗の引継

甲の本店および支店は、合併期日以降、乙の営業店舗として引き継がれるものとする。

(11)合併交付金

乙は、合併期日前日の甲の普通株主に対し1株当たり6円、第二回優先株主に対して1株当たり15円、第三回(第二種)優先株主に対し1株当たり13円70銭の合併交付金を、平成12年4月1日から平成13年3月31日に至る期間の利益配当金に代えて、それぞれ支払う。ただし、甲が中間配当金を支払ったときは、当該各種類株式につき支払われた中間配当金の額を控除した額を支払う。

(12)新株式の利益配当の起算日

合併に際して甲の各種株主に対し発行される乙の各種類株式に対する 利益配当および中間配当は、合併期日を起算日として行う。

(13)従業員の処遇

乙は、合併期日における甲の全従業員を乙の従業員として引続き雇用する。ただし、勤続年数は、甲における年数を通算し、その他の取扱いについては、甲、乙協議のうえ、これを定める。

(14)合併に際して就任する取締役および監査役

合併に際して新たに乙の取締役および監査役に就任する者は、次のとおりとする。 ただし、 就任の時期は合併期日とする。

< 取締役 >

岡田 明重、石川 博一、佐久間 邁、中尾 秀光、平松 秀則、門脇 英晴、小川 惠三、塚本 武正、大場 將弘、北山 禎介、水島 藤一郎、高橋 繁正、豊田 章一郎、熊谷 直彦

< 監査役 >

紀伊 博、渡辺 知行、平岩 外四、岡村 泰孝

(15)合併条件の変更等

合併契約締結の日から合併期日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲、乙協議のうえ、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(16)合併契約の効力

合併契約は、甲および乙の各株主総会の承認または法令に定める関係 官庁の許認可等が得られなかったときは、その効力を失う。

(注)第六種優先株式および第五種優先株式の発行要項の概要は、次のとおりであります。

なお、第六種優先株式については甲の発行する第二回優先株式と、また第五種優先株式については甲の発行する第三回優先株式(第二種)と、経済的に等価での交換となるように、主として合併比率に応じて普通株式への転換の条件を調整したうえで決定したものであります。 1 第六種優先株式

- 1. 第八性懷尤怀式
- (1)払込金相当額とみなす額 1 株につき 2,000円
- (2)優先配当金額

1株につき 15円(中間配当金額は7円50銭)

(3)普通株式への転換請求期間

発行日から平成 13年9月30日まで。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定する ための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終 結の日までの期間を除く。

(4)普通株式への転換価額

832円45銭とする。

なお、時価を下回る新株発行時その他一定の場合には、転換 価額は調整される。

(5)普通株式への一斉転換

平成13年9月30日までに転換請求がなかった優先株式は、 平成13年10月1日(以下「一斉転換日」という。)をもっ て、優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45 取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における乙の 普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる 数の普通株式となる。ただし、当該平均値が普通株式の額面 金額または833円33銭のいずれか高い金額を下回るとき は、優先株式1株の払込金相当額をそのいずれか高い金額で 除して得られる数の普通株式となる。

2. 第五種優先株式

- (1)払込金相当額とみなす額
 - 1 株につき 1,000円
- (2)優先配当金額

1 株につき 13円 70 銭 (中間配当金額は6円 85 銭)

(3)普通株式への転換請求期間

平成 14年10月1日から平成21年9月30日まで。 ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定する ための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終 結の日までの期間を除く。

(4)普通株式への当初転換価額

当初転換価額は、平成14年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における乙の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

ただし、当該価額が258円33銭(以下「下限転換価額」という。ただし、後記(6)により調整される。)を下回る場合には、下限転換価額をもって当初転換価額とする。

(5)普通株式への転換価額の修正

転換価額は、平成 15 年 10 月 1 日以降平成 18 年 10 月 1 日までの毎年 10 月 1日(以下「修正日」という。)に、各修 正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引 所における乙の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値に 修正される。

ただし、修正後転換価額が修正日前日において有効な下限転 換価額を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換 価額とする.

(6)普通株式への転換価額の調整

時価を下回る新株発行時その他一定の場合には、転換価額は調整される。

(7)普诵株式への一斉転換

平成21年9月30日までに転換請求がなかった優先株式は、 平成21年10月1日(以下「一斉転換日」という。)をもっ て、優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45 取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における乙の 普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる 数の普通株式となる。ただし、当該平均値が普通株式の額面 金額または258円33銭のいずれか高い金額を下回るとき は、優先株式1株の払込金相当額をそのいずれか高い金額で 除して得られる数の普通株式となる。

2.株式会社さくら銀行の最近事業年度末の貸借対照表(要約)は次のとおりであります。

なお、平成 12年3月31日現在の同社の従業員数は14,930人であります。

第10期末(平成12年3月31日現在)貸借対照表(要約)

(金額単位 百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	2,095,204	預 金	29,803,721
コールローン	103,392	譲渡性預金	3,538,934
買入手形	94,100	コールマネー	2,263,219
買入金銭債権	640	売 渡 手 形	295,700
特定取引資産	1,104,111	コマーシャル・ペーパー	451,000
金 銭 の 信 託	72,381	特定取引負債	161,238
有 価 証 券	6,911,602	借 用 金	1,953,529
貸 出 金	31,939,952	外 国 為 替	30,218
外 国 為 替	316,149	社 債	270,000
そ の 他 資 産	1,156,771	転 換 社 債	95
動産不動産	317,774	その他負債	2,856,182
繰 延 税 金 資 産	583,559	退職給与引当金	32,099
支払承諾見返	2,524,300	債権売却損失引当金	94,853
貸倒引当金	660,454	特別法上の引当金	9
		再評価に係る繰延税金負債	32,092
		支 払 承 諾	2,524,300
		負債の部合計	44,307,196
		(資本の部)	
		資 本 金	1,042,706
		資本準備金	899,521
		利 益 準 備 金	124,120
		再評価差額金	48,908
		その他の剰余金	137,032
		任 意 積 立 金	56,021
		当期未処分利益	81,011
		資本の部合計	2,252,289
資産の部合計	46,559,485	負債及び資本の部合計	46,559,485

3.株式会社さくら銀行の最近事業年度(平成11年4月1日から平成12年3月31日まで)の経常収益は1,929,971百万円、当期純利益は57,117百万円であります。